

厚生労働科学研究費補助金
新興・再興感染症研究事業

愛玩動物の衛生管理の徹底に関する研究

愛玩動物の衛生管理の徹底に関するガイドライン 2006

- 愛玩動物由来感染症の予防のために -

主任研究者 神山 恒夫

2006年3月

愛玩動物の衛生管理の徹底に関するガイドライン 2006

目次

第一部

愛玩動物の衛生管理の徹底に関するガイドライン 2006

はじめに	3
I 愛玩動物飼育による動物由来感染症の対策の概要	4
II 愛玩動物飼育による動物由来感染症の対策の各論	5
1 愛玩動物飼育の効用	5
2 愛玩動物を感染源とする動物由来感染症	5
3 動物由来感染症の対策	6
3.1 動物対策	7
3.1.1 病原体の保有動物、または感染源動物としての愛玩動物	7
3.1.2 具体的な動物対策	8
3.2 感染経路対策	9
3.2.1 愛玩動物から人への感染経路	9
3.2.2 感染経路対策	10
3.3 愛玩動物の衛生的な飼育習慣と飼育環境の衛生管理	12
3.4 学校飼育動物対策	13
3.5 エキゾチックペットの飼育管理	15
4 愛玩動物由来感染症の知識の普及と啓発	16
4.1 行政機関の役割	16
4.2 獣医師の役割	17
4.3 医師の役割	17
4.4 動物取り扱い業者の役割	17
おわりに	18
チェックシート1 (愛玩動物入手時に注意したいこと)	19
チェックシート2 (愛玩動物入手後1～2週間の注意点)	20
チェックシート3 (日常の飼育での注意点)	21

第二部

参考資料と解説

1	愛玩動物飼育状況	22
2	愛玩動物およびその他の宿主動物	25
3	愛玩動物から人への感染	26
4	愛玩動物由来感染症の病原体	28
5	おもな愛玩動物由来感染症	29
5.1	パストレラ症その他の咬傷感染	30
5.2	イヌブルセラ症	31
5.3	オウム病	32
5.4	皮膚糸状菌症	33
5.5	猫ひっかき病	34
5.6	エキゾチックペットからの感染	35
6	愛玩動物の衛生的な飼育 (1)	41
7	愛玩動物の衛生的な飼育 (2)	46
8	行政関連文書・法令等	50
9	参考図書・ホームページ	51
10	感染症法	52
11	ペット動物（犬、猫）由来人畜共通伝染病予防方策について （昭和63年、厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知）	55
12	ペット動物（犬及び猫）の引き取り、譲渡等における人畜共通伝染病の 動物から人への感染予防対策について （平成5年、厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知）	60

愛玩動物の衛生管理の徹底に関するガイドライン 2006

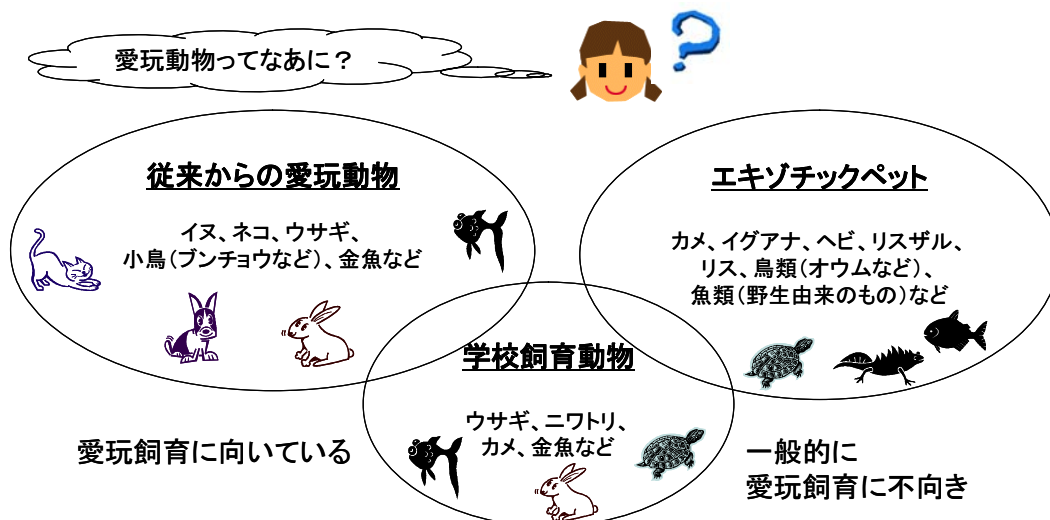
はじめに

一般に愛玩動物とは、愛玩用に家庭などで飼育されている動物のうち、特に愛玩飼育を目的として改良・繁殖が行われてきた動物種を指してきた。

現在わが国では多くの家庭で種々の動物が愛玩目的で飼育され、ヒトと愛玩動物との距離が短縮し、濃密な関係が作られている。ペットフード工業会の調査（2005年）によると愛玩動物のうち、わが国で最も多く飼育されているイヌは全国で約1300万頭、またネコは1200万頭が飼育されていると推定され、その数は年々増加傾向にある。飼い主に対して安らぎを与えるなどのほか、飼い主との心理的な交流や相互依存関係も生ずるなど、人間の生活に対して有形・無形の貢献をしてきた。さらに最近では、これら従来からの飼育されているイヌやネコに加えて、野生のげっ歯目動物や爬虫類のような、いわゆるエキゾチックペットの愛好者も増加している。

一方、このようないわゆるペットブームが愛玩動物由来感染症の増加などの新たな公衆衛生上の問題を引き起こす可能性も指摘されている。人と人以外の脊椎動物の両方が同じ病原体に感染するとき、これは動物由来感染症または人獣共通感染症と呼ばれる。動物由来感染症の原因となる病原体のほとんどは各種の動物が保有していることから、人間と動物の距離が近くなるほど感染の危険性は高くなる。このため、動物由来感染症の予防の観点から愛玩動物はその感染源として最も注意しなければならない動物の一つである。

本ガイドラインは、愛玩動物が飼い主等に及ぼす効用を保ちながら、動物由来感染症による健康被害の発生を最小限のものとするため、愛玩動物の衛生管理の徹底を図ることを目的としてまとめられた。



I 愛玩動物飼育による動物由来感染症の対策の概要

